

○日高市社会教育委員会議規則

昭和32年9月3日教委規則第5号

日高市社会教育委員会議規則

- 第1条 日高市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議は、この規則の定めるところによる。
- 第2条 会議は、教育長が必要に応じ招集する。
- 第3条 会議の招集は、会議の日時、場所及び付議すべき事件をあらかじめ各委員に通知して行う。
- 第4条 会議の運営上、委員の互選により、議長及び副議長を定める。
- 2 議長、副議長の任期は1年とする。
  - 3 議長は、会議を主宰する。
  - 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 第5条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 第6条 会議で必要と認めたときは、議長は教育長に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 第7条 委員は、別に定める部門にわかれその部門に属する事項を担当する。
- 2 各部門の委員の会議には、この規則の規定を準用する。
- 第8条 会議のてん末は会議録に記録し、次回の会議において承認を得るものとする。

附 則

この規則は、昭和32年9月3日から施行する。